

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和元年9月26日
東京圏国家戦略特別区域会議

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

(国家戦略特別区域法第21条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

①～②⑤ 略

②⑥ 東京建物株式会社が、八重洲一丁目北地区において、国際金融・都心型 MICE を支える高度金融人材サポート施設や日本橋川沿いの連続的な水辺空間、歩行者ネットワーク等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙72～75のとおり決定する。【令和7年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（八重洲一丁目北地区） 別紙72

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画 別紙73
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業 別紙74
- ・東京都市計画特定街区八重洲一丁目特定街区 別紙75

②⑦ 三井不動産株式会社が、日本橋室町一丁目地区において、ライフサイエンス産業拠点や国際水準の居住施設、日本橋川沿いの連続的な水辺空間、回遊を促す歩行者基盤等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙76～78のとおり決定する。【令和4年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（日本橋室町一丁目地区） 別紙76

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画 別紙77
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業日本橋室町一丁目地区第一種市街地再開発事業 別紙78

(3) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用したオープンカフェや各種イベントの開催等により、都心型MICE及び都市観光の推進等を図る。

本事業に係る施設等の種類及び当該施設等を設ける道路の区域は、①～⑥及び⑩の区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第5号の施設等、⑦の区域においては同条第2号、3号及び第5号の施設等、⑧の区域においては同条第1号及び第5号の施設等、⑨の区域においては同条第3号及び第5号の施設等、⑩の区域においては同条第1号、3号及び第5号の施設等とする。

(事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発などの措置を併せて講ずる。)

①～⑥ 略

⑦ グリーン大通りエリアマネジメント協議会

・池袋駅東口グリーン大通り (別添7)

⑧～⑩ 略

⑪ 一般社団法人浅草六区エリアマネジメント協会

・特別区道浅第292号線の一部、特別区道浅第293号線、
特別区道浅第294号線の一部、特別区道台第24号線の一部、
特別区道浅第297号の一部 (別添11)

(17) 名称：国家戦略住宅整備事業

内容：都心居住のための住宅の容積率に係る建築基準法の特例

(国家戦略特別区域法第16条に規定する国家戦略住宅整備事業)

①～② 略

③ 三井不動産株式会社が、日本橋室町一丁目地区において、住宅の容積率に係る建築基準法の特例を活用し、24時間対応可能な多言語対応コンシェルジュを始めとする外国人等多様な人々のニーズに対応した居住施設を整備する。

【令和4年度着工予定】 別紙79

(23) 名称：国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業

内容：特定加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

東京都が認定した以下に掲げる企業で就労する外国人を、高度外国人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置を講ずる制度の特別加算の対象とし、十点を加算する。【令和元年 10 月より実施予定】

(対象)

- ① 東京都が実施する金融系外国企業発掘・誘致事業において、同事業による支援のもと、投資計画書（都内進出の意思決定文書）を東京都に提出した企業
- ② 東京都が実施するアクセラレータプログラム（フィンテック分野）に選定された企業
- ③ 東京都が実施する金融系外国企業拠点設立補助金を利用した企業

5 法第10条第1項に規定する構造改革特別区域法の特定事業の名称及び内容

(2) 名称：特産酒類の製造事業

内容：酒税法の特例

(構造改革特別区域法第 28 条の 2 に規定する特産酒類の製造事業)

檜原村内において生産される地域の特産物として指定された農産物（じゃがいも）を主たる原料とした単式蒸留焼酎を製造しようとする場合については、酒類製造免許に係る最低製造数量基準を適用せず、その製造数量が少量であっても酒類製造免許を受けることを可能にすることで、単式蒸留焼酎の製造を通して、地域ブランドを育成し、地域資源を活用した観光振興を図る。【令和 3 年度より製造開始予定】

実施主体等その他当該特定事業に係る事項 別紙 80